

説明会においていただいた主なご質問及びご要望等

説明会では、お集まりいただきました住民の皆様から、たくさんの貴重なご意見等をいただきました。説明会（アンケートを含む）でいただきました主なご質問、ご意見、ご要望をつぎのとおりまとめましたので、お知らせいたします。

説明会において皆様よりいただきましたご意見等については、大阪市として真摯に受け止め、今後、事業を進めていくうえで活かしてまいりたいと考えております。引き続き、大阪市下水道行政へのご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

主なご質問、ご意見及びご要望

【1. 事業の入札スケジュールについて】

- ✓ 平成 28 年 11 月の落札者決定までの期間で、事業者の提案内容を住民に周知してもらえるのか。また、提案内容や事業者の評価に対して、住民が意見することはできるのか。
- ✓ 落札者決定後、平成 29 年 1 月の事業契約までの期間に、住民の意見を踏まえて、提案内容を変更することはできるのか。

(回答) 平成 28 年 11 月の落札者決定までの期間において、事業者の提案内容を住民の皆様にお伝えすることはできません。また、この間、事業者の提案内容について、住民の皆様にご意見を伺う機会はありません。

平成 29 年 1 月の事業契約では、入札時の提案内容により契約を行います。その後、継続的に行う住民の皆様との対話の中で大阪市が必要と判断した内容については、事業契約の変更手続きにより、その内容を変更することは可能です。

【2. 土壌汚染対策について】

- ✓ 汚染土壌の先行撤去の期間だけでなく、その後の全ての掘削作業時においても、市標準案のテント内で掘削作業を行ってほしい。
- ✓ 住民の要望は、工事範囲全てをドームで囲うことです。
- ✓ 溶出量基準を超過した汚染土壌もテント内で先行撤去してください。
- ✓ 市の標準案に至った考え方を教えてください。

(回答) 大阪市では、法令やガイドラインを踏まえて、特定有害物質を含む汚染土壌を口などから直接摂取することによる健康被害リスクを高めないため、含有量基準値を超過する汚染土壌をテント内で先行撤去して、汚染土壌を含む粉塵の飛散防止を行うことを市標準案としています。

- ✓ 今回の事業では、I 期の事業用地しか、汚染土壌を先行撤去しないのでしょうか。

(回答) 今回の事業では、II 期の事業用地は、駐車場や資材置き場の移転先としての利用を想定しており、整地作業は行いますが、覆土下の汚染土壌の掘削は行わない予定です。したがって、汚染土壌の飛散等のリスクはないため、先行撤去は行いません。今後、事業者の施工計画が明らかとなり、II 期の事業用地の掘削等を行う場合は、事前に必要な土壌汚染対策を行います。

- ✓ 現時点での土壌調査では深さ 10m 程度までしか調査を実施していないが、その後の調査により 10m 以深で含有量基準を超過する汚染土壌が確認された場合は、汚染土壌を撤去してもらえるのか。

(回答) 現時点では深さ 10m 程度までの土壌調査を行っています。10m 以上の深さを掘削することになれば、事前に土壌汚染の状況を調査したうえで、含有量基準を超過する汚染土壌が判明した場合には、適正に飛散防止対策を行います。

- ✓ 汚染土壌の処分先や地下水の処理方法など教えてください。

(回答) 汚染土壌の処分先については、適正に管理された処分場まで運搬して埋め立て処分を行います。また、地下水については、適正に処理したうえで公共下水道に排水することとしています。詳細については、事業者が決定し、施工計画が明らかになった段階でご説明します。

【3. 環境モニタリングについて】

- ✓ 建設用地の敷地境界だけでなく、住居側（説明資料の◎印）においても、騒音、振動、悪臭の測定をしてほしい。

(回答) 騒音、振動、悪臭等については、発生源から距離が離れるほどその値が小さくなると考えられるため、敷地境界で測定することとしています。

- ✓ 騒音の規制値のデシベルを言われても良く分からない。数値の具体例を教えてください。
- ✓ 騒音について、特定建設作業の規制値である 85dB（デシベル）が発生した場合、建設用地に一番近い 27 棟に届くのは何 dB になるのですか。

(回答) 騒音の大きさの目安として、図書館内が 40dB、普通の会話が 60dB、走行中の電車内が 80dB といわれています。

また、例えば、建設重機から 5m 離れた敷地境界において 85dB の騒音が計測された場合、建設重機から住居までの距離が 50m 離れているとすると、その住居では、65dB と推定されます。 (計算式) $85 - 20\log(50/5) = 85 - 20 = 65$

【4. 説明会について】

- ✓ 今後も継続して対話ができる機会を作ってほしい。決まったことだけを説明することがないようにしてほしい。
- ✓ 事業の落札者が決定した時点で提案内容をしっかり聞きたいので、説明会を実施してほしい。
- ✓ 土壌汚染の内容に話が集中しているが、上部利用施設など具体的にどういった施設ができるのかも議論がしたいです。
- ✓ 不安な部分を1つ1つ回答いただき、少しずつ理解が深くなりました。こういう機会をしっかり作っていただきたい。

(回答) 説明会の案内は、建設用地近隣にお住まいの方に、案内ビラの各戸配布や、各集合住宅の掲示板・近隣の商業施設・公園等への案内ビラの掲示を行い、周知を図りました。

また、平成28年11月には、本事業の事業者が決定し、土壌汚染対策や上部利用施設等の提案内容が明らかになれば、できるだけ早い段階で次の説明会を開催いたします。今後とも、近隣住民の方のご理解が深まるよう努めます。

【5. その他】

- ✓ 工事の施工時間は、午前9時から午後5時まででしょうか。午後5時から翌日の午前9時までは工事の音はしないのでしょうか。

(回答) 施工時間は、午前9時から午後5時までを基本としており、原則として夜間の施工を認めておりません。したがって、午後5時から翌日の午前9時までは、前後の準備作業、後片付け作業に伴う音は生じますが、工事の音自体はないものと考えます。

ただし、緊急工事が必要な場合や、防音対策を行い近隣住民の方に影響を与えないことが確認できた場合など、近隣住民の方に事前にお知らせした上で、夜間工事を行う可能性はあります。

- ✓ 緩衝緑地帯の整備は、I期分だけでしょうか。

(回答) 今回の事業では、I期エリアにおいて緩衝緑地を整備します。II期の緩衝緑地エリアは、今回の事業で整備をしても、将来的に建設工事を行う際に建設用地として使用することも考えられ、その場合は撤去しなければなりません。したがって、II期エリアは、暫定的な緑地の整備にとどめることとしています。

- ✓ 工事の際は業者に一任することのないよう、最終的な責任は大阪市にあるとの認識を持っていただき、しっかり管理していただくようお願いします。

(回答) 大阪市は、設計、建設、保全管理の各段階において、本事業の発注者として、責任を持って、その内容の確認を行い、適切に事業が遂行されるよう努めてまいります。